

企画競争説明書

業務名称： コンゴ民主共和国マタディ橋道路整備計画準備調査

調達管理番号： 21a01091

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 8. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2022年2月2日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2022年2月2日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：コンゴ民主共和国マタディ橋道路整備計画準備調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年4月 ～ 2023年4月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上

限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：吉田 清志 (Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、当機構ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第4章 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則(2021年3月31日版)」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(2021年4月1日版)」及

び「情報セキュリティ管理細則（2021年3月31日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2022年2月9日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）
注1）原則、電子メールによる送付としてください。
注2）電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。
注3）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2022年2月16日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2022年2月25日 12時
- (2) 提出方法：
上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
(件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年10月13日版）」を参照願います。以下にご留意ください。
 - 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
 - 2) 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。
なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- (3) 提出先：
 - 1) プロポーザル
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」
 - 2) 見積書：
宛先：e-koji@jica.go.jp
件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類：

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他（以下に記載の経費。別見積とする）

* 開削調査

* 以下にかかる現地再委託費

- (1) 交通量調査
- (2) 自然条件調査
- (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査

* 以下にかかる調査補助員傭上費

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 自然条件調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) CDF1=0.057850 円
- b) US\$ 1 =114.674 円

c) EUR 1 = 129.8210 円

5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。

6) その他留意事項

a) 本件業務については、キンシャサを除き「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。
「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS 方式対応版）」（2020年4月）の「表4：紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

b) 現地渡航に際して、キンシャサ医療センター（CMK）の救急医療センター（CPU）登録を行うこと。CPU登録料は「雑費」として、コンゴ民滞在期間中一人当たり月額55USドル相当額を契約金額に含めることが出来ます。

※CPU登録について

コンゴ民で救急医療を受けるためには、信頼できる医療機関に事前に登録料を支払い、会員登録をする必要がある。首都キンシャサにおいて信頼出来る救急医療サービスを提供する医療機関は、救急医療センター（Centre Prive d'Urgence:CPU）に限定される。詳しくは、下記を参照のこと。

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20150828.html>

9 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

（1）評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／橋梁維持管理
- b) 舗装点検・設計（鋼床版）
- c) 調達事情／施工計画／積算

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.63 人月

（2）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35

～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

10 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を2022年3月15日までにプロポーザルに

記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点 *
- ⑤ 価格点 *

* ④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についての説明をご依頼ください。

1.1 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

12 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

13 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目

的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

1.4 その他留意事項

（1）配付・貸与資料

当機構が配付・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（2）プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

（3）プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

（4）プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

（5）虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

（6）プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：
当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)
- 2) 業務実施契約に係る様式：
同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：橋梁補修計画／橋梁整備計画に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／橋梁維持管理

➤ 舗装点検・設計（鋼床版）

➤ 調達事情／施工計画／積算

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／橋梁維持管理）】

- a) 類似業務経験の分野：橋梁補修計画に係る各種業務
 - b) 対象国・地域又は類似地域：コンゴ民主共和国及び全途上国での業務経験
 - c) 語学能力：英語（更に仏語ができれば望ましい）
 - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野 舗装点検・設計（鋼床版）】
- a) 類似業務経験の分野：橋梁補修計画に係る各種業務
 - b) 対象国・地域又は類似地域：評価せず
 - c) 語学能力：語学評価せず
- 【業務従事者：担当分野 調達事情／施工計画／積算】
- a) 類似業務経験の分野：調達事情、施工計画及び積算に係る各種業務
 - b) 対象国・地域又は類似地域：コンゴ民主共和国及び全途上国での業務経験
 - c) 語学能力：英語（更に仏語ができれば望ましい）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／橋梁維持管理	(30)	(12)
ア) 類似業務の経験	12	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	(－)	(12)
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	2
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(－)	(6)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	6
(2) 業務従事者の経験・能力：舗装点検・設計（鋼床版）	(15)	
ア) 類似業務の経験	10	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	
ウ) 語学力	－	
エ) その他学位、資格等	5	
(3) 業務従事者の経験・能力：調達事情／施工計画／積算	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名との業務実施契約により実施する「マタディ橋道路整備計画」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

コンゴ民主共和国は、国土面積は約234万km²（我が国の約6倍）、人口は約8,956万人（2020年、世界銀行）、一人あたりGNIは550米ドル（2020年、世界銀行）の後発開発途上国である。当国では、長年の政情不安や過去の内戦等を背景に、インフラの未整備及び老朽化が深刻な課題となっており、運輸インフラの整備・維持管理不足に起因する高い陸上輸送コストや延着等が社会・経済発展の阻害要因となっている。そのため、当国政府は、国家開発戦略計画（2019-2023）の重点分野に「インフラ整備」を掲げ、その一環として既存インフラの改修・保全に取り組んでいる。

当国の中央コンゴ州に位置するマタディ橋は、1983年に我が国の円借款（約345億円）によって建設されたコンゴ川下流域に架かる当国唯一の橋梁であり、日・コンゴ二国間関係の象徴となっている。輸入貨物の約4割が荷揚げされる国内最大の河川港湾都市マタディ市、同州内のマタディ港（協力準備調査中）・バナナ港・ボマ港、首都キンシャサを繋ぐ陸運の要衝として重要な役割を担っているほか、マタディ市の保健・教育施設等はコンゴ川左岸側に集中しており、右岸側の住民が社会サービスへアクセスする上でも、マタディ橋は必要不可欠である。

マタディ橋は、1983年に我が国の円借款によって建設され、皇太子同妃両殿下（当時）が訪問される等、我が国とコンゴ民主共和国との間の二国間関係の象徴とも位置付けられている。完工後の日常的な維持管理は、バナナ・キンシャサ交通公団（以下「OEBK」という。）が1985年9月以降、同橋梁の維持管理のための原資として通行料を徴収しつつ、同橋梁の塗装工事や点検車両の調達等を含む維持管理を自立的に行ってきた。しかし、同橋梁は1983年の開通から38年が経過し大規模補修である橋面舗装の打換が必要な状況にある。また、アプローチ道路では山側から流れ込む水の排水が適切になされておらず、路面の損傷及び橋への浸透が生じている。1970年代の設計当時は経済開発に伴い大規模補修についても自前で行うことを想定していたと推察されるが、完工後の政情不安や1990年代以降の内戦等により、経済開発やインフラセクター産業の成長は当初予定通りに進まなかったことで、大規模補修を実施するために必要な技術力や予算は現在確保できていない状況である。よって、このまま現状を放置した場合、雨水浸透による鋼床版や結合部ボルト等の錆や腐食による更なる損傷が進み交通遮断を余儀なくされる可能性が高く、同国経済に多大なる影響を与えることとなる。なお、今次協力を技術協力で行ったとしても、独自財源にて大規模補修を行うことが困難なこと、また、確保されたとしても補修実施までにさらに時間を要し、一層の劣化の進行に伴う費用・技術的難度の増大が見込まれるため、無償資金協力による

緊急的な対応が求められている。

マタディ橋道路整備計画（以下、「本事業」という。）は、同国物流の要衝であるマタディ橋において、橋面舗装の打ち換え等の緊急的な補修を行うものであり、サハラ以南で第二位の都市圏人口を抱えるキンシャサと外港を繋ぐ国内輸送経路の安定と維持を実現するものであり、同国の連結性強化及び持続的な経済成長に貢献するものである。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 目標：

本事業は、マタディ橋において橋面舗装及びアプローチ道路の舗装補修を行うことにより、物流・交通の安定化を図り、もってコンゴ民主共和国の連結性強化及び持続的な経済成長に資する。

(2) 概要：

本事業は、マタディ橋（橋長722m、片側1車線）の橋面舗装の補修及びアプローチ道路（道路延長約6km）の舗装補修を行うもの。

(3) 対象地域（サイト）：

国道1号線マタディ橋（中央コンゴ州マタディ市）

(4) 実施機関：

バナナ・キンシャサ交通公団（OEBK）

(Organisation pour l'Équipement Banana-Kinshasa)

第4条 業務の目的

施設・機材調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的および内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略事業費の見直しを行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

第5条 業務の範囲

本業務は、「マタディ橋道路整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査においてJICAがコンゴ民主共和国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本特記仕様書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本特記仕様書に記載している事項以外に

コンサルタントが必要と判断する調査項目についても検討し、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 現地調査の実施方法

下記のとおり計2回の現地調査を実施する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させる。

1) 第1回現地調査

最適な事業内容を検討するために必要な事業背景・経緯・内容の確認、実施体制、法令等の確認、現況調査（舗装の現状調査等）、既往文献の収集、再委託先の抽出・再委託契約の締結、概略設計実施・報告書案の作成等に必要の詳細調査、環境社会配慮調査、調達事情調査等

（※第1回現地調査について、環境社会配慮等に係るフォローアップを実施するため、一部の業務従事者については必要に応じて現地渡航を2度行うことも可とする。渡航回数についてはプロポーザルにて提案すること。）

2) 第2回現地調査

準備調査報告書案の先方関係者への説明、協議

(3) 計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。さらに、日本側に対するJICAが開催する会議に参加し、随時関係者と内容を確認・協議する。

(4) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

JICAでは、2020年から「マタディ港改良計画準備調査」を実施しており、本事業との連携や周辺の物流並びに経済活動の更なる活性化が期待される。

また、欧州連合、世界銀行、アフリカ開発銀行等が港湾開発調査等の物流インフラ整備を実施している。本調査では、我が国及び他ドナーにより実施された関連案件の経緯、進捗状況（完成予定時期）、将来計画および得られた教訓等を再確認し、本事業計画に反映する。併せて想定交通量、技術基準等も確認し、本事業計画に反映する。

(5) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）」（以下「JICA環境ガイドライン」）に掲げる道路・橋梁セクターのうち、大規模なものには該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性、及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。改めて現場の状況を確認し、環境社会配慮上懸案となるような事項の有無について確認することとする。

本事業は既存橋梁の橋面舗装補修及びアプローチ道路の補修であり、大規模な用地取得は生じないと想定されるが、工事中（仮設道路・仮設橋の設置等）及び完工後の周辺環境への影響、及び本プロジェクト実施に係るコンゴ民主共和国国内の関連法に基づく環境許可の現状と今後の手続き等について十分確認す

ることとする。

(6) 地下水調査

アプローチ道路の排水及び地下水に関する調査を実施する。アプローチ道路の舗装損傷の要因として、山側からの地下水の浸透が要因の一つである可能性があり、路盤等の湿潤状態を、舗装開削調査等により確認することとする。地下水の浸透状況等の調査手法については、プロポーザルにて提案することとする。また、路面排水が適切に処理されていないために路盤等への浸水が生じ舗装の損傷の要因となっている可能性もあるところ、路面及び周辺の雨水の排水状況について十分に確認を行う。

(7) 橋面舗装の適切な補修工法の選択

マタディ橋はボルト接合された鋼床版にアスファルト舗装がなされた構造となっており、特殊な構造の床版であるところ、既存舗装の撤去工法、床版面の研磨方法、鋼床版との付着性、主構造への影響（吊り橋補剛トラス（主構）へ伝播する荷重が吊り橋全体の構造安定性に悪影響を与えないように配慮）、耐久性、施工性、経済性、現地での材料の調達可能性等を総合的に勘案した適切な舗装工種の選択を行う必要がある。想定される工法の複数（3～4案程度）の代替案を設定し、総合的に比較評価を行い妥当な工法を選択する。

また、本事業対象地及びその周辺の洪水リスクが本事業へ与える影響を調査した上で、橋面舗装及びアプローチ道路の補修工法の選択へ反映させる。なお、洪水リスクは将来的な気候変動による影響も踏まえた上で調査を行うこと。

また本事業は損傷した舗装の打ち替えを行うものであることから、舗装施工の経験を有する団員が配置されることが望ましい。

(8) アプローチ道路の舗装の適切な補修工法の選択

アプローチ道路の舗装は路盤面に損傷が及んでいると類推される部分が存在し、損傷箇所には湿潤な状態の路盤層が露出した箇所も見られる。山側の地下水の浸透等が起因している可能性が疑われるところ、地下水状況について必要な調査を行い、損傷を拡大させている要因を適切に把握し、必要に応じて排水性路盤や排水パイプを敷設等の対策を検討すること。路面の山側の雨水の排水不良が起因している可能性があるところ、排水施設の状況及びその能力について十分確認を行い、必要あれば排水施設の改良等の対策も検討を行うこと。

(9) 維持管理体制について

対象橋梁の日常点検及び定期的な維持管理は、OEBKが実施している。OEBKの人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況等（通行料金の管理状況含む）を確認した上で、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。その際、2012年の「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」、2014年の「マタディ橋保全計画」で実施した技術移転の内容を踏まえ、OEBKの舗装維持管理体制・計画を確認し、ソフトコンポーネントを通じて外注工事のための仕様書作成や工事監督等の技術移転を行う。

(10) 道路・橋梁分野における他案件からの教訓の活用

ボリビア多民族国向け無償資金協力「日本・ボリビア友好橋改修計画」（評価年度2005年）の事後評価等では、橋梁の長寿命化における定期点検及び維持管理の重要性が指摘されている。本事業においても、マタディ橋の日常点検・補修工事の断続的な実施が重要であることを踏まえ、OEBKの舗装維持管理体制・計画を確認し、ソフトコンポーネント等を通じて外注工事のための仕様書作成や工事監督等の技術移転を行う。

JICA道路整備事業における技術的課題については、「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）」、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査（プロジェクト研究）」及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」にて検討がなされており、本調査にあたっては技術的に参考とする。

（1 1）施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイドンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、コンゴ民主共和国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所からコンゴ民主共和国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に追加記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、現道上の工事であり、交通を規制しながら限られた狭隘な空間で行う工事となるところ、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したコンゴ民主共和国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりコンゴ民主共和国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてコンゴ民主共和国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報についてJICA事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所に報告を行う。

（1 2）治安状況をふまえた安全対策

安全に対する取組み外務省海外安全ホームページにおける対象地域（中央コンゴ州マタディ）の危険度はレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）である（2021年12月22日現在）。本調査の実施に当たっては、新型コロナウイルスへの対応、現地の治安情勢、事業実施の際に予見される脅威及び安全対策の検討に必要な情報収集を行ったうえで、本事業に必要な安全対策措置について検討を行う。特に、施工時の安全対策については、JICAコンゴ民主共和国事務所とも相談の上、必要な対策を概略設計に盛り込む。

（1 3）交通安全対策の検討

供用開始後の車両、歩行者等全ての道路利用者交通の安全を考慮した概略設計を実施する。本調査においては、交通安全を含む多角的な視点に基づいた内

部照査を実施し、設計に反映させることとする。コンゴ民主共和国の全国的な交通事故データはWHOの公表データにより得られるが、合わせて、全国および当該地域・路線での交通事故データの収集・分析を行うとともに、事業対象橋梁付近での交通事故発生状況につき、ヒアリング等により確認する。

(14) 品質向上のための検討

施工監理計画の検討にあたっては、本事業における必要十分な品質を確保するために必要な活動を追加検討し、記載する。

(15) 内部照査の実施

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる設計照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。プロポーザルでは照査計画の考え方および照査項目（項目のみでよい）を提案すること。照査計画および照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICAに提示する。なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

第7条 業務の内容

「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施すること。現時点で想定される調査の内容は以下のとおりであるが、業務を効果的・効率的に実施するために必要な調査方法・手順等（国内準備作業、現地作業、帰国後整理期間の区分を含む）をプロポーザルの中で具体的に提案すること。

尚、新型コロナウイルスの影響を受け現地渡航が困難となる可能性もあるため、遠隔での事業実施の方法についてもプロポーザルに記載すること。

(1) インセプション・レポート等の作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) コンゴ民主共和国における上位計画（国家開発計画及びセクター計画）の最新情報を収集し確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を再確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容および彼らの保有する道路建設事業の教訓等にかかる最新情報を収集し確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関であるOEBKの組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、同様に維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具えているか確認する。

(5) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。また、舗装の劣化には軸重が影響している可能性もあることから、本調査の中で過積載車両の通行の実情及び取締状況について確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、コンゴ民主共和国側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(6) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路・橋梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

本事業に関連する我が国、他ドナー及びコンゴ民主共和国政府資金によるプロジェクト等の最新状況を確認するとともに、本事業との関連性や重複の有無を確認する。併せて、交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に関する設計資料を入手するとともに、実施機関での類似事業担当や同事業の受注企業等に対し、設計時、施工時、維持管理それぞれの時期での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これら事業の設計及び施工時の課題、問題点及び解決方法について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

また道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、本指示書参考資料に挙げた「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年）、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年）、「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査」（2016年）「JICA 無償資金協力事業 道路舗装ハンドブック（2020年）」を参照すること。

(7) サイト状況調査、自然条件調査

1) 橋梁状況調査

対象橋梁（アプローチ道路を含む）において、現橋の損傷状況や添架してあるユーティリティ等を確認する。損傷状況についてはその原因を可能な限り究明し、その対応策を設計に反映する。添架されているユーティリティは橋面舗装打ち替え時の対応（移設位置、費用の負担、工程等）について、その管理者および実施機関と協議を行う。また、事業予定地の周辺状況を踏査し、橋面舗装補修時及びアプローチ道路補修の施工ヤード等の検討を行う。

基本的には橋面舗装及びアプローチ道路の舗装について開削調査を行い、舗装及び鋼床版の損傷状況の確認を行う。必要な開削調査の箇所数、方法についてはプロポーザルにて提案を行うこと。

合わせて、ハンガーロープの桁との接続部、鋼床版裏面、桁、横構につ

いても目視点検を行い、重大な損傷の有無を確認する。アンカレッジ内部の損傷の進展の有無についても確認を行う。

2) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、アプローチ道路について、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、湿度、降雨量、災害履歴、地形調査、地質調査などが含まれる。本件については、現地再委託にて実施することを可とする。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）について、また上記項目以外で必要であると判断される自然条件等の調査が考えられる場合は同内容につき、プロポーザルで提案すること。

(8) 環境社会配慮

本事業は、JICA環境ガイドラインに掲げる道路・橋梁セクターのうち、大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリBに分類される。

については、コンゴ民主共和国における環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、用地取得・非自発的住民移転の発生が想定される場合には住民移転計画案の作成などを行う。また、社会状況の把握として、当該道路周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

社会影響の検討にあたっては、既存橋梁の扱いによりその影響範囲が変わるため、先方政府及び道路設計との連携が必要と想定される。また、コンゴ民主共和国側による現在の道路用地の取得経緯や時期が不明である場合、これらを確認し、JICA環境ガイドラインとの一貫性を整理し、整理結果に基づく補償方法を検討する必要がある。

一方、環境影響に関しては、工事中の周辺環境への影響（仮設道路・仮橋・橋梁本体の建設工事に伴う汚濁水の流出防止、大気汚染対策、重機騒音振動防止、既設橋解体に伴う廃棄物等）、及び供用時（大気質汚染、騒音振動）が想定される。JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドラインの〈参考資料〉環境チェックリスト案を作成する。

1) 環境社会配慮に係る調査

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通りとし、現地再委託を可とする。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ・環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等¹
 - ・JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ・関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価および代替案（プロジェクトを実施しない案を含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー分析とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者²、協議方法・内容等の検討）

2) 簡易住民移転計画案の作成支援

JICA環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2019年11月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

¹ 相手国法により EIA の承認が義務付けられている事業について、JICA が事業を行うことになる場合には、可能な限りその事業の審査までに承認されることの必要性を協力準備調査で説明し、同承認作業が早期に行われるよう働きかける。

² 女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

3) 舗装廃材の処理

既存舗装の除却に伴い、多くのアスコン廃材の発生が想定されるところ、廃材の運搬処理に係る環境規制を確認するとともに、本調査において廃材の運搬先を確認する。

4) 交通弱者、ジェンダー等への配慮に係る調査

女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループ（若しくは交通弱者）に配慮した事業計画及び実施計画を調査・検討する。

- ① 本プロジェクトの効果発現における、交通弱者若しくは上述のジェンダー等の視点を考慮した、歩道、道路横断施設、街路灯等の施設整備について、コンゴ民主共和国の社会環境・文化も踏まえつつ検討・計画する。
- ② 他ドナーの関連事業における労働者男女比率及び女性労働者の雇用促進政策の有無について確認する。
- ③ 本プロジェクトの実施段階において、プロジェクト関係者（コンサルタント、施工業者、発注者、JICA 等）における、上述のジェンダー等への配慮を検討する。例として、施工段階での非熟練労働者雇用に一定の女性割合を設ける事や同一労働同一賃金を徹底する（男女間に根拠のない賃金差を設けない）、女性労働者用ファシリティ（トイレ、更衣室、シャワー等）を設置する等が挙げられるとともに、プロジェクト関係者におけるプロジェクトへの参画者のジェンダー・バランス確保等が想定され、積極的にコンゴ民主共和国及び日本側の関係者と議論し、導入・配慮に努める。
また、ソフトコンポーネントでの技術指導における女性スタッフの参加促進の方策を検討する。

(9) 社会状況調査

橋梁改修による裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて現地再委託も可とする。

下記の他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項目があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1) 対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設（病院、教育施設、市場、港湾等）の分布、アクセス状況（対象地周辺の大型工事の予定含む）
- 2) 現状における対象サイト周辺の渡河状況の詳細
- 3) ネットワークの観点からの便益（本橋梁を通行する物流に関する情報等）
- 4) 災害時のライフライン確保の観点からの便益
- 5) 貧困率データ（当該国／当該地域の貧困率、案件の受益者に占める貧困層の割合）
- 6) マタディ橋交通止め時の際の迂回ルートの確認

また、JICA Climate-FIT適応策版を用い、気候変動の影響を勘案した上で現在及び将来的な気象や降雨パターンを確認し、本事業及び事業地周辺への洪水等の気候リスクの影響を調査し、対策を検討すること。

(10) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況を把握するとともに、橋梁の舗装構造設計に必要な累積軸重の算出、過積載車両への取り締まり状況、将来交通需要予測及び事後評価に必要な基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査、旅行速度調査及び軸重調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても調査するものとする。調査については、曜日変動及び季節変動を反映できる調査を計画し実施する。また調査結果及び対象地域の開発計画、道路整備計画、インフラ整備計画を踏まえ、将来交通量を予測する。更に、迂回路状況（交通規制や設計荷重）を確認し、仮に災害が発生した場合の迂回に伴う経済損失についても計算する。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）についてはプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託または調査補助員の活用を可とする。

(11) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、先方関係機関、材料調達事情に精通した現地コンサルタント、現地コントラクター等から情報を入手した後、必要な調査を効率的に行う。調査の結果、資機材調達にリスクがある事が判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコントラクター（以下、サブコン）の技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(12) 事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）

を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照した設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画（舗装設計・アプローチ道路の基本的仕様、）

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

アプローチ道路の補修工法についても十分に検討し、本事業の事業範囲を明確にする。なお、排水施設や護岸等の道路付属物の設置必要性についても検討し、計画内容に反映する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 仮設計画
- ・ 実施工程
- ・ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ・ 施工期間中の一般車両・歩行者の通行を確保した施工・仮設計画、一般交通の切り廻し計画

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても再度検討する。

施工監理計画では、見直した設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工物品質管理会議の開催提案））等を記載する。

(1 3) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

(1 4) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、

どのような手続きで行われるか等について詳しく追加調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報の確認と情報アップデートについてJICA事務所と合意する。調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。なお調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

（15）事業の維持管理計画策定

維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及びプロジェクトの維持管理費、更新費用を検討する。

2012年の「マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト」、2014年の「マタディ橋保全計画」で実施した技術移転の内容を踏まえ、OEBKの舗装維持管理体制・計画を確認し、ソフトコンポーネントなどの技術支援の必要性に係る検討及び提言を行う。ソフトコンポーネントの必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画を作成する（外注工事のための仕様書作成や工事監督等の技術移転等）。ソフトコンポーネント計画の内容は概略設計協議（DOD）時に先方と概ね合意を得て議事録に記載する。ソフトコンポーネントについては、「ソフトコンポーネント・ガイドライン第4版（2020年11月）」を参照のこと。

（16）事業の概略事業費

事業及びその中でわが国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、設計・積算マニュアルの補完編（2019年10月）を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

（17）協力対象事業実施にあたっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事

項を再整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点を今回改めてまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、今次追加調査結果の段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計によるリスク軽減策等について追加検討する。

(20) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、対象区間の①一日当たり平均交通量（台／日）（モーターバイク含む）、②通過時間（分／台）（アプローチ道路を含む）等を想定している。これら指標の計測方法は詳細に準備調査報告書に記載すること。

(21) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(22) 内部照査

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、本調査結果について内部照査を行うものとする。照査チェックリストを基にJICAに内部照査結果の説明を実施すること。照査計画及び照査項目の詳細（主な内容）については業務計画書に記載の上、JICAに提示すること。なお、本調査結果と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案すること。

(23) 事業概要の本邦企業への説明

JICAは、DOD調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。受注者は、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

(24) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概略事業費を含む準備調査報告書(案)をコンゴ民主共和国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(25) 準備調査報告書等の作成

コンゴ民主共和国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 6) 免税情報シート
- 7) 照査チェックリスト

第8条 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(6)から(10)を成果品とする。成果品の提出期限は履行期間の末日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文8部
: 仏文3部 |
| (3) 第一回現地調査結果概要 | : 和文8部 |
| (4) 第二回現地調査結果概要 | : 和文8部 |
| (5) 準備調査報告書(案) | : 和文8部
: 仏文3部 |
| (6) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文2部 |
| (7) 概要資料 | : 和文2部及びCD-R1枚
(※完成予想図を含む。) |
| (8) 準備調査報告書 | : 和文(製本版)8部及びCD-R1枚
(※完成予想図、
進捗報告書初版及び免税
情報シート及び照査チェ
ックリストを含む。) |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R2枚(デジタル画像40枚程度) |
| (10) 進捗報告書(Project Monitoring Report)(仏訳付き)の初版 | |
| (11) 照査チェックリスト | : 和文1部 |
| (12) 免税情報シート | : 和文1部 |

注1) (1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

- 注2) (6)については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。
- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本追加調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。
- 注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年4月中旬より第1回現地調査を実施する。その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）の上、第2回現地調査（概要説明）を行う。第2回現地調査後、2023年4月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。なお、表中2022年5月及び2023年1月に想定している現地渡航については、上記 第3章第6条（2）によることとする。

項目	時期	2022年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2023年	1月	2月	3月	4月
	(概略設計調査)														
事前準備			□												
現地調査(OD)			■	■											
国内解析					□	□	□	□	□	□					
概略設計ドラフト説明(DOD)											■				
国内整理													□		
概略設計概要資料提出														△	
報告書提出			▲								▲				▲
			IC/R								DF/R				F/R

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

通訳（仏語）含む：約18.99人月

通訳（仏語）除く：約17.26人月

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、下記の格付は目安であり、これを超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任者／橋梁維持管理（2号）
- 2) 舗装点検・設計（鋼床版）（3号）
- 3) 舗装点検・設計（アプローチ道路）
- 4) 橋梁点検

- 5) 道路構造物設計
- 6) 交通量調査・需要予測
- 7) 調達事情／施工計画／積算（3号）
- 8) 自然条件調査
- 9) 環境社会配慮／社会状況調査
- 10) 設計照査
- 11) 通訳（仏語）

（3）設計照査

設計照査を担当する技術者は、技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の資格保有者でなければならない。

（4）通訳

本調査には必要に応じて通訳（仏語）を配置することを可とする。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を見積書（本見積）に記載すること。

3. 参考資料

（1）公開資料

- ・ コンゴ民主共和国 マタディ橋保全計画準備調査報告書（2014年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018640.html>
- ・ コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクトケーブル開放調査報告書（2012年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007139.html>
- ・ コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト終了時評価調査報告書（2014年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000021365.html>
- ・ コンゴ民主共和国 マタディ橋維持管理能力向上プロジェクト橋梁点検機材据付支援業務ファイナルレポート（2014年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018417.html>
- ・ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- ・ ODA建設工事安全管理ガイダンス（2014年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/ku57pq00001nz4eu-att/guidance_ja.pdf
- ・ JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年）
<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）（2009年）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/pdf/plan_man_01.pdf
- ・ JICA 無償資金協力事業 道路舗装ハンドブック（2020年）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000043264.html>
- ・ ソフトコンポーネント・ガイドライン第4版（2020年11月）

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/ku57pq00001t6gnl-att/soft_202011.pdf

(2) 配付資料

- 1) 無償資金協力要請書（仏語のみ）
- 2) 内部照査について
- 3) 照査チェックリストサンプル（道路）
- 4) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執務要領（2019年11月）

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第1回現地調査

- 1) 団員構成：総括、協力企画
- 2) 調査行程：約10日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第2回現地調査

- 1) 団員構成：総括、協力企画
- 2) 調査行程：約8日間
- 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 交通量調査
- (2) 自然条件調査
- (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査

現地再委託先にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」（2017年4月）に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

また、上記（1）～（3）の調査については現地再委託に限定せず、以下項目について調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。（各々において現地再委託若しくは調査補助員を活用した直営調査のいずれかとし、併用は想定しない。）なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 自然条件調査に係る資料収集等
- (3) 環境社会配慮関連調査/社会状況調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国の施設・機材等調達方式の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2019年4月）の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

(2) JICAからの調査団員への同行

現地調査に関し、業務主任者はJICAからの調査団員滞在期間中、原則として同団員の調査に同行することとするが、その他の業務従事者は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積（本見積）に含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 安全管理

- ・現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAコンゴ民主共和国事務所、在コンゴ民主共和国日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

- ・一般旅券での渡航に当たっては在京コンゴ民大使館での査証申請手続きにおいて招聘状の提出が必要なため、招聘状様式に必要な事項を記載のうえ、査証発給希望日の10営業日前までにコンゴ民事務所に提出すること。

- ・本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence : CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額55USドル相当額を「雑費」として計上することができます。（第1章8. (6) 6) 参照）

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口

またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

コンゴ民主共和国マタディ橋道路整備計画準備調査にかかる 自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本事業の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

2. 調査項目

(1) 気象調査

調査目的：道路設計、橋梁設計等の検討に必要な自然条件の基礎情報を収集する。

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集
（気温、湿度、降雨量、災害履歴等）

実施方法：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）

成果品：分析結果等

(2) 地下水調査

調査目的：道路設計、橋梁設計等の検討に必要な、アプローチ道路道路の排水及び地下水に関する情報を収集する。

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：舗装開削調査等による路盤等の地下水位や湿潤状態の確認及び路面及び周辺の雨水の排水状況の確認

実施方法：直営または現地再委託（必要に応じ調査補助員の備上を認める）

成果品：地下水調査報告書等

(3) 地形測量

調査目的：道路設計、橋梁設計および施工に必要な地形や河川の情報を把握する

調査位置：施工予定区間とその周辺

調査内容：平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量

実施方法：直営または現地再委託

成果品：地形図、縦横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

(4) 地質調査

調査目的 : 道路設計、橋梁設計および施工に必要な地質の状況を把握する

調査位置 : 施工予定区間とその周辺

調査内容 : ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR試験、骨材材料試験等

実施方法 : 直営または現地再委託

成果品 : 地質調査報告書等 (明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること)

以上